

2023年7月24日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が保有する本人に関する個人情報。貴協会が本人を世帯主とする特定住所A、特定住所B他4筆を含む所在地先をS.48年からH.13年8月までの間、当該世帯が放送受信契約既契約先に含まれていないことを示す資料、記録、地図、および営業管理システム上のdata。」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、求める個人情報は存在せず、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、NHKホームページ上に営業システム上の「お客様検索画面」の写しが掲載されている。この画面は私が求めたものにほぼ相当していると思われる。請求分の画面が存在か、請求項目がヒット(マッチ)していないのか、請求フォーム(様式)が異なる為か、説明を求める。」として、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKは平成13年9月30日に営業システムの登録について、誤った住所である特定住所Cから正しい住所である特定住所Aに修正した。平成13年9月30日以後、本人の放送受信契約の住所は営業システムの登録上、契約締結時の昭和48年より特定住所Aであったという取扱いとなり、「既契約先」となったことから、当該世帯が放送受信契約の既契約先に含まれていないことを示す資料等は存在しないため、求める保有個人データは開示できない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、平成13年9月30日に営業システムの登録について、誤った住所である特定住所Cから正しい住所である特定住所Aに修正されたことが認められる。このため、平成13年9月30日以後、本人の放送受信契約住所は営業システムの登録上、契約締結時の昭和48年より特定住所Aであったという取扱いとなり、当該世帯は「既契約先」となっていると認められることから、当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示としたNHKの取扱いは妥当と判断する。

4 審議の経過

2023年 5月18日 (第330回審議委員会)

諮問、審議

6月 8日 (第331回審議委員会)

7月24日（第332回審議委員会）

審議

審議、答申